

青森県国民健康保険運営方針の概要

青森県国民健康保険運営方針について

- 目的
 - ・ 国民健康保険制度において、県と市町村が一体となり、保険者事務を共通認識のもとで実施
 - ・ 国民健康保険の安定的な財政運営及び国民健康保険事業の効率化の推進
- 根拠規定 国民健康保険法第82条の2
- 対象期間 3年間（令和3年度～5年度）

※ 青森県国民健康保険運営方針（平成29年12月25日策定）は、対象期間を平成30年度から令和2年度までの3年間としていたことから、令和2年度において運営方針に基づく取組状況等の検証を行い、令和3年度以降に向けての見直しを行った（以後、3年を目安に検証・評価の上、見直し）。

青森県国民健康保険運営方針の体系

構成

概要

第1章 国民健康保険の医療に要する 費用の見通しと財政の状況

- 1 被保険者数及び世帯数の状況（ともに減少傾向、前期高齢者の割合は増加傾向）
- 2 医療費の状況と今後の見通し（1人当たり医療費は増加傾向）
- 3 国保財政の状況と財政運営の基本的な考え方（市町村国民健康保険特別会計の決算収支は2年連続で黒字）
- 4 赤字削減及び解消の取組（赤字市町村は赤字削減・解消に向けた計画を策定し、取組や目標年次を定める）
- 5 財政安定化基金（市町村に対する貸付・交付、県による取崩しを規定）
- 6 国保事業におけるPDCAサイクルの推進

第2章 国民健康保険事業費納付金 及び保険料の標準的な算定方 法に関する事項

- 1 市町村の保険料等の状況（県内市町村間の保険料は格差が生じている）
- 2 保険料水準の統一についての方向性（県内における市町村ごとの保険料率の差異を少しずつ解消）
- 3 納付金の算定方法（算定の主なルールを提示）
- 4 標準保険料率（標準的な住民負担の「見える化」を図る）
- 5 市町村標準保険料率の算定
- 6 激変緩和措置（1人当たり納付金額が一定割合以上増加する市町村に措置）

第3章 市町村における保険料の徴収 の適正な実施に関する事項

- 1 収納率及び収納対策等の状況（平成30年度現年度分の都道府県別収納率は全国第42位）
- 2 収納率向上に向けた取組（収納体制の強化、納付環境の整備、財産調査・滞納処分の実施等）

第4章 市町村における保険給付の適 正な実施に関する事項

- 1 レセプトの審査及び点検（保険者による診療報酬の適切な支払いの確保）
- 2 第三者行為求償事務の取組（周知広報の強化、発見手段の拡大、国保連合会との連携強化等）
- 3 保険医療機関等への指導及び診療報酬等の返還事務（保険診療（保険調剤）の報酬に係る指導・監査）
- 4 療養費の支給の適正化
- 5 高額療養費の多数回該当の取扱い（世帯継続性の判定）

第5章 医療費適正化の取組に関する 事項

- 1 医療費適正化の状況と取組（特定健診等の実施、メタボ該当者等の減少、糖尿病性腎症の重症化予防等）
- 2 高医療費市町村に対する助言等

第6章 市町村の国民健康保険事業 の効率化に関する事項

- 1 保険者事務の取組
- 2 市町村事務処理標準システム（導入推進及びクラウド化への支援）
- 3 医療費適正化の取組
- 4 収納対策の取組
- 5 保健事業の取組

第7章 保健・医療・介護・福祉その他の関 連施策との連携に関する事項

- 1 青森県型地域共生社会の実現に向けた市町村国保の主体的な取組
- 2 市町村に対する県の役割と支援